

### 改正個人情報保護法施行 における留意点

虎門中央法律事務所（商工研相談業務委嘱先） 弁護士

山崎哲央



**Q**

個人情報保護法が改正されたという話を聞きましたが、どのような点に気をつけなければならないでしょうか。特に中小企業が気をつけなければならない点はありますか。

**A**

個人情報保護法は、二〇一五年九月に改正されました。その内容・範囲は幅広いものですが、特に中小企業への影響が大きい部分は、従前は個人情報保護法の規制を受けなかった、小規模取扱事業者（個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去六カ月以内のいずれの日においても五〇〇〇人を超えない者）についても、規制を受ける点です。したがって、これまで関係がなかった事業者でも、今後、個人情報保護法全般についての対応が必要となります。

また、個人情報保護法の適用を受けてきた事業者についても、今回の改正によってさまざまな影響がありますので、本稿では、主要なものを説明します。

なお、本稿で解説する改正個人情報保護法は、一七年春ごろに施行予定とされています。まだ準備中であつても、間に合いますので、本稿を参考に対策を進めていただければ幸いです。

1. これまで個人情報保護法の適用がなかった小規模取扱事業者に関して

前記のとおり、今回の改正で小規模取扱事業者の除外規定はなくなり、小規模取扱事業者は、改正法施行後は個人情報保護法に従った措置を講じる必要があります。つまり、個人情報を「取得する」「利用する」「管理する」「他人に渡す」「開

示請求に対応する」という各場面において、個人情報保護法で定めるルールに則って対応する必要があります。

もつとも、小規模な事業者にとつては個人情報保護法に従った措置を講じることの負担は大きいといえます。同法の附則では、個人情報保護委員会は「事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針」（ガイドライン）を策定するにあたり「中小規模事業者」の事業活動が円滑に行われるよう配慮するものとされています。

ここでいう「中小規模事業者」とは、従業員の数が一〇〇人以下の事業者です。ただし、取り扱う個人情報の数が五〇〇〇人を超える事業者、委託に基づいて個人データを取り扱う事業者を除いた者とされています。また、個人情報保護法の規制

のうち、安全管理措置について、一般的な項目・手法例とは別に、小規模の事業者における特例的な対応（手法の例示を含む）を、番号法ガイドラインに準じて定める方針が示されています。

安全管理措置とは、個人情報取扱事業者が、個人データの取り扱いにあたり講じなければならない、「漏洩、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置」のことをいいます。「必要かつ適切な措置」の詳細は、ガイドラインに明記されます。

また、個人データを扱う従業員等に対する必要かつ適切な監督を講じる義務や、委託先に對する必要かつ適切な監督を講じる義務があります。

2. 「要配慮個人情報」の取り扱い

要配慮個人情報とは、本人の「人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実や、その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取り扱いに特に配慮を要するものと

して政令で定める記述等が含まれる個人情報とされています。

事業者においては、従業員に開するこれら事実を取得する場合がありますが、要配慮個人情報、あらかじめ本人の同意を得ないで取得することが、原則として禁止されます。また、本人の同意がなければ、第三者に提供することができません。

### 3. 第三者提供の方法

個人データを第三者に提供するには原則として本人の同意が必要ですが、本人の同意を得ないで第三者に提供することができる場合（いわゆるオプトアウト）もあります。

- 改正法では、オプトアウトによる場合は、以下の五項目を本人に通知し、または本人が容易に知りうる状態に置くとともに、これらの事項を個人情報保護委員会に届け出ることが必要となります。
- ① 第三者提供を利用目的とする こと
  - ② 提供される個人データの項目
  - ③ 第三者提供の方法
  - ④ 本人の求めに応じて提供を停止

止すること

⑤ 本人の求めを受け付ける方法  
そして、個人情報保護委員会に、届け出られた事項を公表します。

### 4. いわゆる名簿屋対策

また、いわゆる名簿屋対策として、第三者に個人データを提供する際には、提供年月日、提供先の氏名等の記録を作成・保存することが義務付けられます。一方、第三者から個人データの提供を受ける際にも、提供者の氏名、個人データの取得経緯を確認した上、その内容の記録を作成し、一定期間保存すること

が義務付けられます。

そして、個人情報データベース等を不正な利益を図る目的で第三者に提供し、または盗用する行為が、一年以下の懲役または五〇万円以下の罰金が科される処罰の対象となります。

### 5. 匿名加工情報

匿名加工情報とは、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、当該個人情報を復元することができないようにした情報のことといえます。匿名加工情報については、個人情報の取り扱いよりも規律が緩やかなものとなります。こ

うすることで、いわゆるビッグデータとして匿名加工情報の利用・活用を促進することが期待されます。

改正個人情報保護法では、匿名加工情報の作成方法の基準を個人情報保護委員会規則で定めるものとされています。

具体的には、氏名等の特定の個人を識別することができる記述等の全部または一部を削除すること、個人識別符号の全部を削除すること、個人情報と他の情報とを連結する符号を削除すること、特異な記述等を削除すること——等が定められる予定です（表）。

### 想定される加工の事例

#### ■事例1

氏名、住所、生年月日が含まれる個人情報を加工する場合に次の1 から3 までの措置を講ずる。

1. 氏名を削除する。
2. 住所を削除する。又は、〇〇県△△市に置き換える。
3. 生年月日を削除する。又は、日を削除し、生年月日に置き換える。

#### ■事例2

会員ID、氏名、住所、電話番号が含まれる個人情報を加工する場合に次の1、2 の措置を講ずる。

1. 会員ID、氏名、電話番号を削除する。
2. 住所を削除する。又は、〇〇県△△市に置き換える。

仮IDを付す場合には、元の記述を復元することのできる規則性を有しない方法でなければならない。

例えば、仮にハッシュ関数等を用いて氏名・住所・連絡先・クレジットカード番号のように個人に固有の記述等から仮IDを生成しようとする際、元の記述と同じ関数を単純に用いると元となる記述等を復元することができる規則性を有することとなる可能性がある場合には、元の記述（例えば、氏名+連絡先）に乱数等の他の記述を加えた上でハッシュ関数等を用いるなどの手法を検討することが考えられる。

なお、同じ乱数等の他の記述等を加えた上でハッシュ関数等を用いるなどの手法を用いる場合には、乱数等の他の記述等を通じて復元することができる規則性を有することにならないように、提供事業者ごとに組み合わせる記述等を変更し、定期的に変更するなどの措置を講ずることが望ましい。

出所：個人情報保護委員会「個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）（案）」